

令和3年8月20日

## まちづくり委員会資料

### 所管事務報告

令和2年度 一般財団法人川崎市まちづくり公社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

**資料1** 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」  
(一般財団法人 川崎市まちづくり公社)

**参考資料1** 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」  
について

**参考資料2** 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」  
の審議結果について

まちづくり局

# 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

## 1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

### 本市施策における法人の役割

都市諸施設の管理運営事業(再開発事業等に関連して取得した施設の管理運営等)、公共施設等整備・設計・監理・建設業務(公共建築物等の改修、補修工事の設計、工事監理業務等)、住宅・マンション管理相談等住情報提供事業(ハウジングサロンにおける住宅・マンション管理相談、専門アドバイザーの派遣等)等を通じ、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図ります。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
	分野別計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市住宅基本計画</li> <li>・川崎市都市計画マスタープラン</li> <li>・かわさき資産マネジメントカルテ</li> </ul>	

### 4カ年計画の目標

- ・都市諸施設の管理運営、計画的修繕の実施、高い入居率・稼働率の保持
- ・市の進める公共施設の適正な維持管理の支援、業務の受託
- ・住宅相談、マンション管理相談の継続
- ・長期借入金の計画的返済
- ・技術力の維持・向上

## 2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営	新百合トウェンティワンの入居率	%	100	98	99.4	a	C	II
		ノクティプラザの売上高	百万円	7,458	7,300	6,390	c		
		事業別の行政サービスコスト (新川崎・創造のもり管理運営事業費負担金)	千円	45,152	47,406	49,883	2)		
②	川崎市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援	市業務の受託件数(設計受託件数)	件	50	70	51	b	C	II
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	0			
③	市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援	住宅相談・マンション管理相談件数	件	756	700	693	c	D	II
		マンション管理基礎セミナー受講者満足度	%	93	90	中止(2回)	d		
		事業別の行政サービスコスト (住情報提供事業費補助金)	千円	5,506	5,506	5,506	2)		

### 3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	長期借入金の計画的な返済	3施設に係る長期借入金期末残高	百万 円	13,296	12,276	12,276	a	A	I
②	不動産賃料収入の維持	不動産賃料収入額	百万 円	1,455	1,400	1,430	a	A	I

### 4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	技術力の維持・向上	技術系講習、研修会等の出席延職 員数	人	43	45	31	c	D	II
②	適正・公正な運営体制維持	コンプライアンスに反する事案の発 生件数	件	0	0	0	a	A	I

【※1】 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

【※2】 A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

【※3】 (1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

【※4】 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

## 本市による総括

### 各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

新百合トウェンティワンやノクティプラザなど各拠点地区においてまちづくりを支える施設の整備・運営、市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援、住宅・マンション管理相談、マンション管理基礎セミナーの実施など諸事業を通じて、市が公社に期待する「活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進」に寄与しました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

「経営健全化に向けた取組」や「業務・組織に関する取組」の一部については目標を達成していますが、それ以外の指標については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標未達成となっています。  
今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続くことが予想されますが、市と協議を行いながら目標値の達成に向けた取組を進め、公社の諸事業を通じ、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進が図られることを期待しています。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)	
事業名	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営
計 画 (Plan)	
指標	①新百合トウェンティワンの入居率、②ノクティプラザの売上高
現状	所有施設の内、オフィス及び住宅の入居率は100%、事業者に賃貸している商業施設及びホテル施設の稼働状況も良好であり、安定した賃料収入を確保しています。また、K2タウンキャンパス施設も良好な状況を保っており、研究開発拠点として継続利用がなされています。 しかしながら、首都圏でオフィスビルや商業施設等の新設が続く中で、築後28年となる新百合トウェンティワンや21年のノクティをはじめとする各施設を、その利用者にとって満足できる状態に維持・改修し、高い利用率を継続していく必要があります。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの修繕計画の策定と確実な実施</li> <li>テナント事業者からの情報収集、ニーズ把握を行い、的確な対応により満足度の向上を図ります。</li> </ul>
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新百合トウェンティワンの大規模修繕工事(空調設備その他改修工事)を実施中です。(完成期限:2021.5.31)</li> <li>新百合トウェンティワンのテナント専用部照明LED化工事を実施します。</li> <li>ノクティ駐車場の24時間営業を開始します。(防犯カメラシステム、満空表示システム、利用券発券システム等)</li> </ul>

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 設備機器等の大規模な更新工事(空調設備)、3階と7階のテナント専用部照明LED化、電力量計交換工事を行いました。 1階、地下1階、地下3階、地下4階便所改修設計及び工事を完了しました。 新型コロナウイルス流行による経営悪化の訴えのあった1件の入居者に対し、12月から令和3年5月分の賃料の減額を行いました。 新型コロナウイルス流行の影響により地下1階のファミリーレストランが令和3年1月末(契約満了)に退去したため、非飲食系テナントの誘致に向け、事務所床への改修工事を実施しました。</p> <p>【指標2関連】 緊急事態宣言期間の休業を含む、新型コロナウイルス流行に伴いテナントの業績が悪化したため、ノクティ共用床のテナント及び駐車場運営会社への賃料の減額を行うことにより、営業を継続できるよう支援を行いました。 2ビル駐車場の誘導・監視装置を更新し、防犯カメラシステムの改良(229台)、満空表示システムの導入及び駐車料金精算機のクレジットカード読み取り部分の改良(タッチセンサーへの変更)を行うなど、防犯対策及び利用者の利便性向上に努めましたが、新型コロナウイルスの影響もあり一部の工事が完了しなかったため、24時間営業の開始は翌年度に延期となりました。</p> <p>【その他(新川崎・創造のもし)】  <ul style="list-style-type: none"> <li>施設を適正に維持管理し、良好な研究環境を保持しました。</li> <li>慶應義塾との間で、建物賃貸借契約及び駐車場賃貸借契約を締結しました。</li> <li>中長期修繕計画に基づいて、2棟(K棟、I棟)の屋上防水工事を実施しました。</li> </ul> </p>

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	新百合トウェンティワンの入居率	目標値	100	98	98	98	98	%
	説明 過去5年間の平均値	実績値		100	100	100	99.4	
2	ノクティプラザの売上高	目標値	7,458	7,300	7,300	7,300	7,300	百万円
	説明 H25～29年度実績の平均値	実績値		7,611	7,562	6,390		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		c	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・新百合トウェンティワンは日常のメンテナンスの実施など入居者の満足度向上に努めています。新型コロナ流行の影響により、ファミリーレストランが退去したため、入居率が平成29年度の現状値を下回りましたが、目標値は達成しました。  
 ・ノクティプラザにつきましては、新型コロナウイルスの影響により客足が落ち込み中、テナントへの賃料減額による営業支援や、駐車場設備の改良などの利用者の利便性の向上など、施設が健全に稼働するための環境改善に努めましたが、緊急事態宣言期間における休業などによるやむを得ない事情により、売上高が目標値を下回ることであります。

	区分	区分選択の理由
<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                     本市による評価                 </div>	<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                     達成状況                 </div>	<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 2em;">                     C                 </div>
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	入居者の満足度向上に努めた結果、成果目標である「新百合トウェンティワンの入居率」が99.4%となり、目標値を上回った。 その一方で「ノクティプラザの売上高」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業措置などの影響を受け、目標値を下回ったが、テナントへの営業支援や利用者の利便性向上などの取組により、減収を最小限に抑え、各施設の健全な運営に寄与したため。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト (新川崎・創造のり管理運営事業費負担金)	目標値	45,152	47,406	47,406	47,406	47,406	千円
	説明 市からの負担金額	実績値		44,689	45,617	49,883		
行政サービスコストに対する達成度		2)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

新川崎創造のり事業については、産学連携による事業であり、川崎市、慶応大学と公社の3者により整備及び賃貸借契約に関する覚書を締結しています。従来の契約では事業期間が令和元年度までとなっており、その期間使用に耐えられる施設維持のための大規模修繕の費用を前半の5年に計上し、後半5年は計上していませんでした。これに対して令和2年4月1日に市との契約を更新し、今後10年間使用することとなったことから、施設の大規模改修が必要となり、その費用を契約期間の前半の5年間で負担することとし、当初5年間の負担金が年間550万円ずつ増えることとなりましたが、目標値は旧契約期間中に設定したものであることからこれらの事項が反映されておらず、今年度は目標値をオーバーしています。

	区分	区分選択の理由
<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                     本市による評価                 </div>	<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                     費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)                 </div>	<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 2em;">                     (2)                 </div>
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	新川崎創造のりについては、令和2年度の契約更新時に施設の大規模修繕を目的として市からの負担金を増額したこともあり、行政サービスコストの目標値の範囲をわずかに超えた。ノクティプラザについては、新型コロナウイルスの影響により、売上高が目標値を下回る結果となったものの、売上高の減少を最小限に抑えるために施設の利便性を高める取組などを複数実施していることや、新百合トウェンティワンの入居率が目標値を達成していることから、各拠点地区における施設の健全な整備・運営に効果があったと言えるため。

## 改善 (Action)

	方向性区分	方向性の具体的内容
<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                     実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性                 </div>	<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 2em;">                     II                 </div>	・令和3年度も新型コロナウイルスの影響が懸念されるが、ノクティプラザについてはテナントの営業支援やノクティ2駐車場の24時間営業など利用者の利便性向上を図ります。 ・新百合トウェンティワンの設備機器等の大規模な工事を計画に基づき実施します。 ・テナント事業者との情報交換を行います。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	川崎市が進める公共施設の建設や適切な維持管理への支援
計 画 (Plan)	
指標	市業務の受託件数(設計受託件数)
現状	公社職員の技術力や資格及び市での実務経験を背景に、市からの要請を受けて毎年度40件以上の公共建築物の維持、保全のための設計・工事監理業務を執行しています。また、平成29年度から立替施行による小杉小学校新築工事を担っています。その他、市の出資団体等が所有する施設の長寿命化や修繕等の支援を行っています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の協力要請の増加に応えるため、設計・工事監理業務の一部を民間に委託する方法を導入します。</li> <li>・市の出資団体等の所有施設の状況調査や長寿命化計画の作成など、建築技術の専門集団としての支援活動を継続していきます。</li> <li>・新たな新設小学校の立替施行に向けて市と協議を進めます。</li> </ul>
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの要請に基づき、業務を受託します。</li> <li>・設計・工事監理業務の民間活用を部分導入し、市への業務支援を拡充します。</li> <li>・市の出資団体等が保有する施設の長寿命化や立替等に関する技術支援を行います。</li> </ul>

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>新型コロナウイルス流行に伴う在宅勤務を行った中でも、PCによるリモートワークを導入するなどして設計業務を継続することにより、市から協力要請のあった「宮前老人福祉センター屋上防水及び外壁改修設計」等の設計業務51件を実施するとともに、「川崎市民プラザ直流電源装置改修工事」等の工事監理業務47件を実施しました。</p>

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	市業務の受託件数(設計受託件数)	目標値	50	60	70	70	70	件
	説明 設計受託件数	実績値		68	66	51		

指標1  
に対する達成度

b

- a. 実績値が目標値以上  
b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満  
c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満  
d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

今年度、設計件数は目標値を下回りましたが、規模の大きい業務を複数受託したことにより、受託した業務量(受託金額)は例年並みを維持し、市の要請に応じています。

本市  
による評価

区分	区分選択の理由
<p><b>達成状況</b></p> <p>A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った</p>	<p><b>C</b></p> <p>成果目標である「市業務の受託件数(設計受託件数)」は51件と、目標件数には至らなかったが、宮前老人福祉センター屋上防水及び外壁改修設計など、規模の大きい業務を複数受託しており、公共施設の建設や適切な維持管理への支援に寄与したため。</p>

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明 市からの負担金額	実績値		-	-	-		

行政サービスコスト  
に対する  
達成度

- 1). 実績値が目標値の100%未満  
2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満  
3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満  
4). 実績値が120%以上

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市  
による評価

区分	区分選択の理由
<p><b>費用対効果</b> (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)</p> <p>(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である</p>	

## 改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	<p>I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止</p>	II

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

## 本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)

<b>事業名</b>	市民が安心して暮らせる住まい、まちづくりへの支援
<b>計 画 (Plan)</b>	
<b>指標</b>	①住宅・マンション管理相談等住情報提供事業に係る相談件数、②マンション管理基礎セミナー受講者満足度
<b>現状</b>	溝口駅北口付近のハウジングサロンで、一般住宅及びマンション管理に係る市民からの幅広い相談に応じています。相談はNPO法人の建築士やマンション管理士が担い、現地に赴いての対応も実施しています。 平成29年度は756件の相談に対応し、前年度比115.6%、移転前の27年度比183.9%と増加しています。また、専門家講師によるマンション管理基礎セミナーを年2回開催しています。 なお、この事業に対する市の補助金は、運営経費の約40%の定額であり、60%は当社が負担しています。
<b>行動計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人と連携し、住宅相談・マンション管理相談を継続します。</li> <li>・ハウジングサロンの周知を目的とした広報を継続します。</li> <li>・法的対応の充実のため、弁護士会との連携を実施します。</li> </ul>
<b>具体的な取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅相談・マンション管理相談を継続実施します。</li> <li>・マンション管理基礎セミナーを実施します。</li> <li>・神奈川県弁護士会の「川崎すまいる相談」との連携を継続します。</li> </ul>

## 実施結果 (Do)

<b>本市施策推進に向けた活動実績</b>	<p>【指標1関連】 NPO 法人と連携し、住宅相談及びマンション管理相談を実施しました。 新型コロナウイルスの流行に伴い、「3密」を避けるため、緊急事態宣言期間にハウジングサロンでの窓口相談を一時中止しました。(4/9～5/31、1/13～3/21)</p> <p>【指標2関連】 新型コロナウイルス流行に伴い、「3密」を避ける観点からマンション管理基礎セミナーを開催することができなかつたため、相談業務などを手厚く行いました。</p> <p>【その他】 引き続き、係争に関する相談について、神奈川県弁護士会の住まいに関する専門法律相談「川崎すまいる相談」を紹介しました。</p>
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	住宅相談・マンション管理相談件数	目標値	756	700	700	700	700	件
	説明 平成28・29年度実績平均値	実績値		854	706	693		
2	マンション管理基礎セミナー受講者満足度	目標値	93	90	90	90	90	%
	説明 過去5年間平均値	実績値		90.25	87.65	中止(2回)		

指標1 に対する達成度	<b>C</b>	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	<b>d</b>	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

新型コロナウイルスの流行に伴い、「3密」を避けるため、マンション管理セミナーは開催できず、ハウジングサロンでの窓口相談も一時中止となりましたが、相談業務を手厚く行ったことにより、目標値をわずかに下回ったものの例年並みの相談件数を維持しました。

本市による評価	区分	区分選択の理由
	達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト (住情報提供事業費補助金)	目標値	5,506	5,506	5,506	5,506	5,506	千円
	説明 市からの補助金額	実績値		5,506	5,506			

行政サービスコストに対する達成度	<b>2)</b>	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上
------------------	-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

市の住宅施策に基づくこの事業は、川崎市からの補助金だけでは不足するため、公社資金を投入し実施しています。今後も川崎市の負担が増加することなく、かつ現在の市民サービスを維持できるよう事業を行っていきます。

本市による評価	区分	区分選択の理由
	費用対効果 [「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度]等を踏まえ評価)	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	<b>II</b>

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	長期借入金の計画的な返済
計 画 (Plan)	
指標	3施設に係る長期借入金期末残高
現状	市が進める各拠点地区のまちづくりを推進するため公社が取得したノクティ、クレール小杉及び新百合トウェンティワンの取得資金の借入金残高は、平成29年度末時点で13,295,876千円となっています。 これを平成52(2040)年に完済する返済計画を策定しており、計画通りに返済していく。
行動計画	・各施設からの賃料収入等を原資に返済を行います。
具体的な取組内容	・返済計画に基づいて返済を行います。

実施結果 (Do)	
経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 所有する施設(商業・オフィスビル、ホテル等)の入居率や利用率を高い状態に維持し、この賃料収入を原資として、これらの施設取得に要した借入金を計画どおりに返済しています。

評 価 (Check)							
経営健全化に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 3施設に係る長期借入金期末残高	目標値		12,934	12,571	12,276	11,664	百万円
	説明 返済計画に基づく借入金残高	実績値	13,296	12,934	12,571	12,276	
指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
長期借入金を予定どおり返済し、借入金期末残高を計画どおりの金額まで減らすことができたため、予定を達成しました。							

	<b>達成状況</b>	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>A</b> 成果目標である「3施設に係る長期借入金期末残高」が12276百万円と、目標値に達しており、長期借入金の計画的な返済に寄与したため。

改 善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	<b>I</b> 返済計画に基づいた返済を実施します。

法人名(団体名)	一般財団法人 川崎市まちづくり公社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	-------------------	-----	--------------

経営健全化に向けた取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	不動産賃料収入の維持
計画(Plan)	
指標	所有施設の不動産賃料収入
現状	所有施設の賃貸収入は、施設の特別修繕積立や借入金返済の原資に充当しており、現在の安定した賃料収入を維持していくことが重要な課題です。
行動計画	各施設の建物及び設備のリニューアルや修繕を行い、現在の高い入居率を維持することによって、安定した賃料を確保します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の建物及び設備のリニューアルや修繕を実施し、良好な環境を保ちます。</li> <li>テナント事業者及び駐車場運営事業者からの情報収集を行い、良好な関係を保持します。</li> </ul>

実施結果(Do)	
経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>新型コロナウイルス流行に伴い収益が減少したテナントから家賃減額要求があり、支援の必要性及び支援額の妥当性について精査した上で、8件について減額や支払期限の延期などの支援を行ったが、各拠点地区の施設等を適切に運用することによって高い入居率を確保するとともに、賃料改定を行うことができた案件もあったことから、施設全体での賃料収入は目標額を上回りました。</p>

評価(Check)							
経営健全化に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 不動産賃料収入額	目標値	1,455	1,400	1,400	1,400	1,400	百万円
	実績値		1,461	1,472	1,430		
指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
所有施設を常に良好な状態に維持管理して非常に高い稼働率を実現しています。各施設の維持管理に係る管理委託等を適切に執行するとともに計画的な改修を含む修繕工事等を適切に執行したことにより、適切なコストで各拠点のまちづくりを支える施設等を健全に機能させることができおり、この点については、概ね十分な費用対効果を得られています。							

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	成果目標である「不動産賃料収入額」が1430百万円となり、目標値を上回るとともに、不動産賃料収入の安定的な確保に寄与したため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ

### 4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)

項目名	技術力の維持・向上
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	技術系講習、研修会等の出席延職員数
現状	<p>公社の業務を継続していくためには、職員の持つ技術力を将来に渡り保持していく必要があります。</p> <p>人材育成計画ではOJTを中心に、専門知識・技術等の取得のために講習会、研修会等に積極的に参加することとしています。</p> <p>平成29年度技術職員(20名)の保有している建築・設備系の資格・免許は27種、延べ69名です。</p>
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格の維持、知識・技術の取得のために講習会、研修会等に参加します。</li> <li>各職員が研修会等に参加し易い環境に配慮し、必要な経費は公社が負担します。</li> </ul>
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門機関の実施する講習会等に参加させるとともに、職員による社内研修を行います。</li> </ul>

### 実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>建築士定期講習会や川崎市まちづくり局が主催した技術講習会など、27回の講習会等に延31人が参加しました。</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------

### 評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	技術系講習、研修会等の出席延職員数	目標値		45	45	45	45	人
	説明 技術系講習、研修会等の出席延職員数	実績値	43	48	76	31		
指標1に対する達成度		C	<p>a. 実績値が目標値以上</p> <p>b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満</p> <p>c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満</p> <p>d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					
<p align="center"><b>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</b></p> <p>新型コロナウイルスの流行により、「3密」を避けるため、外部研修の参加や公社内研修の開催を最小限必要なものとしたため、研修会等の出席人数が目標値を下回りました。</p>								

	<b>達成状況</b>	<b>区分</b>	<b>区分選択の理由</b>
		<p>A. 目標を達成した</p> <p>B. ほぼ目標を達成した</p> <p>C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった</p> <p>D. 現状を下回るものが多くあった</p> <p>E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>D</p> <p>新型コロナウイルスの動向を考慮しながら、可能な範囲で各種研修に参加したことにより、技術力の維持・向上に一定の効果が見られたものの、成果目標である「技術系講習、研修会等の出席延職員数」が目標値を下回ったため。</p>

### 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	<p>I. 現状のまま取組を継続</p> <p>II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続</p> <p>III. 状況の変化により取組を中止</p>	<p>II</p> <p>新型コロナウイルスの状況を勘案しながら、外部機関の実施する講習会等(オンライン講習等も含め)に参加させるとともに、公社職員による社内報告・研修を行います。</p>

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	適正・公正な運営体制維持
計 画 (Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案は発生していません。
行動計画	引き続き、各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案を発生させない体制を維持します。
具体的な取組内容	・役員・職員間の情報共有及び認識の統一を図り、法令違反を防止します。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 各種法令を遵守し、コンプライアンスに反する事案は発生していません。

評 価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明	コンプライアンスに反する事案の発生件数						
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
法令に抵触する事案はなかったため、今後も法令遵守の体制を維持します。								

本市 よる評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A

改 善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 法令を遵守した運営が行われる体制を維持していきます。

**●法人情報**

**(1)財務状況**

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
<b>正味財産増減計算書</b>	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	7,004,212	2,057,351	1,987,441	
	経常費用	6,913,573	1,860,876	1,779,374	
	当期経常増減額	90,639	196,475	208,067	
	当期一般正味財産増減額	90,639	196,475	208,067	
<b>貸借対照表</b>	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	4,669,924	4,866,399	5,074,466	
	総資産	22,750,256	22,569,793	22,196,766	
	流動資産	980,836	1,077,658	1,103,765	
	固定資産	21,769,420	21,492,135	21,093,001	
	総負債	18,080,332	17,703,394	17,122,300	
	流動負債	234,156	668,080	872,588	
	固定負債	17,846,176	17,035,314	16,249,712	
	正味財産	4,669,924	4,866,399	5,074,466	
	一般正味財産	4,188,924	4,385,399	4,593,466	
	指定正味財産	481,000	481,000	481,000	
<b>エラーチェック</b>		OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	補助金	5,506	5,506	5,506	
	委託料	106,033	123,842	101,114	
	指定管理料				
	貸付金(年度末残高)	12,460,610	12,367,844	12,275,078	
	損失補償・債務保証付債務(年度末残高)	930,055	671,690	366,244	
	出捐金(年度末状況)	481,000	481,000	481,000	
	(市出捐率)	96.2%	96.2%	96.2%	
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
	流動比率(流動資産/流動負債)	418.9%	161.3%	126.5%	
	正味財産比率(正味財産/総資産)	20.5%	21.6%	22.9%	
	正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)	1.9%	4.0%	4.1%	
	総資産回転率(経常収益/総資産)	30.8%	9.1%	9.0%	
	収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)	1.6%	6.3%	5.4%	

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>当期経常増減額は、黒字を維持し続けており、健全経営となっております。新型コロナウイルスの影響により収益の減少したテナント等からの要請により一部の家賃減額を行ったものの、所有施設を常に良好な状態に維持管理し高い稼働率を維持することなどにより、施設全体での賃料収入は目標額を確保しました。また、長期借入金を計画通りに返済しており、健全な経営状態だと認識しております。</p>	<p>今後も公社所有施設の管理者等と連携し、テナントの状況を把握し満足度を高める対応を行うとともに、計画的な修繕を行い施設の価値と高い入居率を維持し賃料の安定確保に努めてまいります。また、長期借入金を計画通り返済し健全な経営を行うとともに市が推進している活力に満ちたまちづくりに寄与してまいります。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響が続く厳しい経営環境下において、目標達成に至らなかった事項があったものの、前年度を上回る当期経常増減額を計上し、黒字を維持し続けています。今後も新型コロナウイルスによる影響が続くことが想定されますが、健全な経営状態の維持に努めながら、公社の諸事業に取り組むことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進が図られることを期待しています。</p>

**(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)**

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
<b>役員</b>	3	0	3	6	0	0
<b>職員</b>	32	0	15	4	0	2

**【備考】**

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

## 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

### 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

## 2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <b>法人が指標を設定</b>	本市施策との <b>連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定</b>
様式や指標の見直し	<b>様式・指標ともに複雑・多岐</b>	様式については、 <b>最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定</b> 指標については、 <b>最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定</b> ただし、 <b>成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定</b>
評価の客観性向上のための仕組づくり	<b>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</b>	内部評価に <b>外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表</b>

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

#### ●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$  実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$  実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$  実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

#### ●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

#### ●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

#### ●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

#### ●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の1/0.6 $\geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の1/0.6

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能  
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。  
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> </ul>
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。)</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> </ul>
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## 3 令和2年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。

・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。

・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

## 4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議  
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用  
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

## 目 次

### 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

### 2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遞減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

### 3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

#### 【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

## 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

### (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

### (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

### (3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

## 2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

### (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

#### <市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

### (2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

#### <本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

#### <市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

### (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

### (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないか。</p>	<p>高まると予想される。 そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の経営健全化に向けた取組について</p>	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
<p>市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について</p>	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 業務・組織に関する取組<sup>\*</sup>についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。
みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて	現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。	現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。 したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。

## 【参考資料】

### (1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

### (2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催